

地方卸売市場条例の一部を改正する条例について

地方卸売市場条例の一部改正の目的

平成 30 年 6 月、卸売市場法が改正されました。改正卸売市場法では 6 つの遵守事項（①売買取引の方法の公表、②差別的取扱いの禁止、③受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）、④代金決済ルール¹の策定・公表、⑤取引条件の公表、⑥取引結果の公表。以下「共通の取引ルール」といいます。）については、同法の定める内容に即して定めるよう規定されています。また、共通の取引ルール以外のルール（以下「その他の取引ルール」といいます。）を当該地方卸売市場における遵守事項と規定する場合には、開設者が取引参加者の意見を聴いて定めることとされました。

そのほか、今回の法改正により、法律から県条例（長野県地方卸売市場等に関する条例）に委任される事項がなくなったことから県条例が廃止されますが、廃止される県条例に規定されていた事項の一部については、引き続き飯田市条例（業務規程）において規定する必要があります。

ついては、この法改正に対応するため、「地方卸売市場条例」の一部改正を行うものです。

卸売市場法改正のポイント

これまでの食品流通の中で卸売市場が果たしてきた機能は重要であり、卸売業者及び仲卸業者等の機能や卸売市場の高い公共性を発揮し、今後も食品流通の核として堅持すべきである。

	項目	現行法	改正法
許 認 可	卸売市場の開設	県知事が開設者に対して許可	県知事が <u>公共性の高い市場を認定</u>
	法の目的	市場整備を計画的に促進	<u>国が基本方針を策定</u>
	県条例への委任	法委任による県条例を制定	<u>県条例への委任なし</u>
取 引 規 則 等	売買取引の原則	規定	規定（共通の取引ルール）
	差別的取扱禁止	規定	規定（共通の取引ルール）
	公表事項	取引結果	取引結果・ <u>取引条件</u> （共通の取引ルール）
	代金決済の確保	法律上の規定なし（業務規程）	規定（共通の取引ルール）
	第三者販売の禁止	法律上の規定なし	法律上の規定なし（その他の取引ルール）
	商物一致の原則	*中央市場は規定があったが、地方市場は、業務規程によって規定していた。	*各市場が、関係者の意見を聴くなどして、共通ルールに反しない範囲で定める。

卸売市場の開設

卸売市場の開設は許可制から認定制へ変更され、改正法の施行日である令和 2 年 6 月 21 日に失効となるため、引き続き「地方卸売市場」として運営する場合は、都道府県知事の認定を受ける必要がある。

現行（第 55 条）	改正（第 13 条）
地方卸売市場を開設しようとする者は、（中略） <u>都道府県知事の許可を受けなければならない。</u>	<u>都道府県知事の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。</u>

都道府県卸売市場条例

法改正により、開設や卸売業務の許可手続等に関する県条例への委任事項等が全て法及び政省令に規定された。

現行	改正
「都道府県の条例で定めることにより、〇〇しなければならない」等の条例への委任規定	条例への委任事項等が法及び政省令に規定

主な条例改正（案）の内容

1 業務規程（条例）への必須規定事項（共通の取引ルール）

項目	内容	備考
卸売業務の方法	① 開設者の差別的取扱いの禁止	・開設者（飯田市）は取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと 改正（案）第 1 条の 2
	② 開設者による卸売の数量、価格等の公表	・その日の主要な品目の卸売予定数量 ・その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 改正（案）第 36 条
	③ 遵守事項を遵守させるための必要な措置	・開設者が指導及び助言、報告及び検査、是正を求めその他の措置をとることができること 改正（案）第 48 条
	④ 売買取引の方法	・生鮮食料品等の品目ごとのせり売り、入札、相対取引その他の売買取引の方法 改正（案）第 21 条
	⑤ 決済の方法	・売買取引における支払期日、支払方法その他の決済方法 改正（案）第 42 条の 2
取引参加者が遵守すべき事項	① 売買取引の原則	・取引参加者は公正かつ効率的に売買取引を行うこと 改正（案）第 20 条の 2
	② 卸売業者の差別的取扱いの禁止	・卸売業者は出荷者、買受人に対し、不当に差別的な取扱いをしないこと 改正（案）第 25 条
	③ 売買取引の方法	・取引参加者は業務規程に定めた方法により売買取引を行うこと 改正（案）第 16 条
	④ 売買取引の条件の公表	・営業日及び営業時間、取扱品目、生鮮食料品等の引渡しの方法、出荷者、買受人が負担する費用の種類、内容、金額、販売代金の支払期日、支払方法、奨励金等の種類、内容、金額の公表 改正（案）第 28 条
	⑤ 決済の確保	・業務規程に定めた方法により決済を行うこと ・卸売事業者の事業年度ごとの事業報告書の提出及び閲覧 改正（案）第 10 条の 6 第 37 条～第 41 条
	⑥ 売買取引の結果等の公表	・卸売事業者が、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果、委託手数料、奨励金等について公表すること 改正（案）第 35 条

2 法改正により規定することが可能となった事項（その他の取引ルール）

項目	内容	備考
① 第三者販売	・買受人以外の者への卸売が可能となります 改正（案）第 26 条	
② 自己買受	・卸売業者自ら卸売の相手方として買受が可能となります 現行第 27 条	

3 長野県条例の廃止に伴う改正

項目	内容	備考
① 卸売業務の許可	「卸売業務の許可」に関する規定の追加 改正（案）第 7 条の 2	
② 卸売業務の許可の取り消し	「卸売業務の許可の取消」に関する規定の追加 改正（案）第 10 条の 2	
③ 卸売業者の事業の譲渡し等	「卸売業務の事業の譲渡し等」に関する規定の追加 改正（案）第 10 条の 3	
④ 卸売業務の相続	「卸売業務の相続」に関する規定の追加 改正（案）第 10 条の 4	
⑤ 卸売業務の名称変更等	「卸売業務の名称変更等」に関する規定の追加 改正（案）第 10 条の 5	